

埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金交付要綱

平成11年4月1日 都整第757号

(目的)

第1条 県は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。以下、「大都市法」という。）に基づく住宅街区整備事業（以下、「市街地再開発事業等」という。）の施行者（この要綱における施行者とは、市街地再開発事業等を施行する地方公共団体、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、市街地再開発事業の施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加している再開発準備組織をいう。）に対し、都市再開発法第121条又は大都市法第93条その他この要綱の規定に基づき、予算の範囲内において負担金を交付する。

(負担金対象事業)

第2条 負担金の対象となる事業は、国庫補助及び交付金採択された市街地再開発事業等の施行区域内において、都市施設として都市計画決定されている県道の整備とする。

(負担金の額)

第3条 負担金の額は、前条に規定する県道の整備に要する経費とし、用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額（工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費、事務費）を限度とする。

(覚書の交換)

第4条 施行者が、公共施設の管理者となる知事に対して、初めて負担金の交付を受けようとする場合並びに都市再開発法第7条の11、第12条、第53条及び第58条又は大都市法第35条、第39条、第54条及び第59条の規定に基づく事業計画を定める場合は、別表で定める整備計画書を知事に提出し、その決定を受け、知事と別紙1による覚書を交換するものとする。負担金の対象となる事業の配置及び規模を変更しようとする場合も、また同様とする。

2 知事は、前項の整備計画書の提出があったときは、当該整備計画に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により負担金事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、覚書を交換すべきものと認めたときは、すみやかに負担金の対象となる事業の配置及び規模を決定し通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 施行者は、負担金の事業を実施する場合には、前条第1項の覚書に基づき、別表で定める要望書を知事に提出し、その決定を受け、知事と別紙2による協定を

締結するものとする。次の各号の1に該当する変更に伴い締結した協定の額を変更する場合も、また同様とする。

(1) 経費の配分又は事業の内容の変更をする場合（次条に定める軽微な変更を除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

2 知事は、前項の要望書の提出があったときは、当該要望に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により負担金事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、協定を締結すべきものと認めたときは、すみやかに当該年度における負担金の額を決定し通知するものとする。

3 知事は、国庫補助金の収入が確定した後でなければ前項の決定をしてはならない。ただし、急施を要する事業その他特に必要と認められる事業については、この限りではない。

4 知事は、第2項の場合において、適正な額で協定を締結するため必要があるときは、負担金の額の要望に係る事項につき修正を加えて負担金の額の決定をすることができる。

(経費の配分等の軽微な変更)

第6条 施行者は、経費の配分及び内容について、昭和45年6月25日付け建設省都総発第173号「都市局所管補助事業等の経費の配分及び内容の軽微な変更の取扱いについて」の規定による軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ別表で定める協議書を、知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 施行者は、知事の要求があったときは、当該事業の遂行状況について、別表で定める報告書を、知事に報告しなければならない。

(事業の遂行の命令)

第8条 知事は、当該事業が協定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、施行者に対し、これらに従って事業を行うべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第9条 施行者は、当該事業が完了したとき（事業の中止若しくは廃止の場合を含む。）は、知事が別表で定めるところにより、事業の成果を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。協定に係る会計年度（以下、「事業年度」という。）が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の前段の報告書は、補助事業の完了（事業の中止若しくは廃止の場合を含む。）した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、前項の後段の報告書は、事業年度の末日までに提出するものとする。

(負担金の交付)

第10条 県は、事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、事業の遂行の度合いに応じ、負担金の概算払いをすることができる。

2 負担金の交付は、別表で定める請求書により行うものとする。

(負担金の額の確定等)

第11条 知事は、第9条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、すみやかに報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が協定の内容に適合するものかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、施行者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 知事は、事業の完了又は廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が協定の内容に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを施行者に対し命ずることができる。

(交付の取消し等)

第13条 知事は、施行者が負担金の他の用途への使用をし、その他事業に関して協定その他この要綱又はこれに基づく知事の命令に違反したときは、当該負担金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第11条の規定に基づく負担金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

3 第5条第1項に基づく協定は、第1項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(負担金の返還)

第14条 知事は、負担金の交付に係る協定を取り消した場合において、事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、施行者に負担すべき負担金の額について検査を行った場合において、すでにその額をこえる負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 施行者は、第14条第1項の規定に基づく取り消しにより、負担金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 負担金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する負担金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命

ぜられた額に達するまでに順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、施行者の納付した金額が返還を命ぜられた負担金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた負担金に充てられたものとする。
- 4 施行者は、負担金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、施行者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 施行者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該負担金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該負担金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 施行者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを知事の承認を受けないで、市街地再開発事業等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) その他知事の定めるもの

(立入検査等)

第17条 知事は、必要があるときは、施行者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産の帰属及び管理)

第18条 当該事業に係る用地は、都市再開発法第87条の規定に基づく権利変換期日又は大都市法第83条の規定に基づく換地処分において、権利変換計画又は換地計画の定めるところに従い、新たに所有者となるべき県に帰属するものとする。

- 2 施行者は、公共施設の引渡し完了するまでの間、責任をもってこれを管理しなければならない。

(残存物件)

第19条 施行者は、事業が完了した場合（事業の中止若しくは廃止の場合を含む。）において、施行者に対する負担金の対象となった機械器具、仮設物その他の備品（以

下「備品」という。)及び材料が残存するときは、備品及び材料の残存価格(昭和34年3月12日付け建設省会発第74号「補助事業等における残存物件の取扱いについて」の規定により算出した額をいう。)に負担金の対象となった経費に対する負担金の割合を乗じて得た金額を県に納付しなければならない。ただし、別表で定める承認申請書を、知事に提出し、その承認を得て同種の事業に当該備品及び材料を継続して使用する場合は、この限りではない。

(書類の整備及び保存)

第20条 施行者は、交付の対象となる事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第21条 施行者は、本要綱の規定による書類を知事に提出する場合は、当該地区を所管する市町村及び県土整備事務所の長を経由しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 施行者は、別紙3記載の暴力団排除に関する誓約事項について要望書の提出前に確認しなければならず、要望書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要綱の適用の際、平成10年度までに都市再開発法第11条、第51条及び第58条の規定に基づき事業計画を定めた市街地再開発事業及び埼玉県市街地再開発事業等公共施設整備費補助(平成9年4月1日付け都整第329号)を受け用地先行取得している市街地再開発事業については、対象としない。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

| 名 称 | 様式等 | 添 付 書 類 |
|--------------------------------|----------------|---|
| 覚書の交換（第4条関係） | 別紙1 | |
| 整備計画書 （初めて負担金の交付を受けようとする場合） | 様式第1号 （その1） | 位置図，計画図，公共施設管理者負担金調書，準備組織構成員名簿 |
| 整備計画書 （事業計画を定める場合） | 様式第1号 （その2） | 位置図，計画図，公共施設管理者負担金調書，負担金の算出根拠となる資料 |
| 協定の締結（第5条関係） | 別紙2 | |
| 負担金要望書 | 様式第2号 | 負担金事業箇所別表，負担金額算出表，負担金事業実施計画表，工事費内訳表，位置図，計画図 |
| 変更・中止・廃止協議書 | 様式第3号 | 負担金事業箇所別表，負担金額算出表，負担金事業実施計画表，工事費内訳表，その他当該変更・中止・廃止に係る図面，負担金事業実施状況調書，負担金受入調書（すでに負担金の受入がされている場合） |
| 完了予定期日変更協議書 | 様式第4号 | 繰越額積算調書（予算の繰越を伴う場合） |
| 軽微変更協議書（第6条関係） | 様式第5号 | 負担金事業箇所別表，負担金額算出表，負担金事業実施計画表，工事費内訳表，その他当該変更に係る図面 |
| 遂行状況報告書（第7条関係） | 様式第6号 | 遂行状況が分かる写真及び図面 |
| 事業の実績報告（第9条関係） | | |
| 完了実績報告書 | 様式第7号 | 完了実績報告総括表，負担金受入調書，材料清算調書，備品清算調書，負担金事業実施状況調書，清算工事費内訳表 |
| 年度終了実績報告書 | 様式第8号 | 負担金受入調書，負担金事業実施状況調書 |
| 請求書（第10条関係） | 様式第9号 | 負担金受入調書，覚書及び協定書の写し |
| 残存物件の継続使用承認申請書 （第19条関係） | 様式第10号 | |
| 暴力団排除に関する誓約事項（第22条関係） | 別紙3 | |

〇〇〇〇第〇種市街地再開発事業（〇〇〇〇住宅街区整備事業）に伴い整備する 県道の公共施設管理者負担金に関する覚書

埼玉県（以下、「甲」という。）と施行者（以下、「乙」という。）は、都市計画道路〇〇線（及び都市計画道路〇〇線）（以下、「公共施設」という。）の整備を行うことについて、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下、「法」という。）第121条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。以下、「大都市法」という。）第93条）及び埼玉縣市街地再開発事業等公共施設管理者負担金交付要綱（平成11年4月1日付け都整第 号）の規定に基づく公共施設管理者負担金（以下、「負担金」という。）に関して、次のとおり取り決めをする。

（事業の配置及び規模）

第1条 負担金の対象となる事業の配置及び規模は、別添図書のとおりとする。

2 乙は、前項の配置及び規模を変更しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

（負担金の協定）

第2条 乙は、負担金の事業を実施する場合には、この覚書に基づき、当該年度における負担金の額について要望書を甲に提出し、その決定を受け、甲と協定を締結するものとする。

（財産の帰属及び管理）

第3条 市街地再開発事業（住宅街区整備事業）に伴い整備する公共施設（図面に表示する負担金の対象となる区域。）は、法第87条の規定に基づく権利変換期日において、権利変換計画（大都市法第83条の規定に基づく換地処分において、換地計画）の定めるところに従い、新たに所有者となるべき甲に帰属するものとする。ただし、乙は、公共施設の引渡しが完了するまでの間、責任をもってこれを管理するものとする。

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県浦和市高砂3-15-1

甲 埼 玉 県

埼玉県知事

住 所

乙 名 称

代表者氏名

(備考)

- 1 本覚書は、都市再開発法に規定する組合が施行者となる場合に、覚書にある再開発準備組織名を市街地再開発組合と読み替えることを妨げない。
- 2 覚書に添付する図書については、以下のものとする。
 - (1) 位置図(縮尺:1/10,000程度とし、施行地区を青線で表示する。)
 - (2) 計画図(施行地区を青線、負担金の対象となる区域を赤線で表示し、当該都市計画道路名を記入する。)

令和○年度○○○○第○種市街地再開発事業（○○○○住宅街区整備事業）に
伴い整備する県道の公共施設管理者負担金に関する協定書

埼玉県（以下、「甲」という。）と施行者（以下、「乙」という。）は、令和○年○月○日付けで交換した「○○○○第○種市街地再開発事業に伴い整備する県道の公共施設管理者負担金に関する覚書」に基づき、都市計画道路○○線（及び都市計画道路○○線）（以下、「公共施設」という。）の整備に係る都市再開発法（昭和44年法律第38号）第121条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第93条）及び埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金交付要綱（平成11年4月1日付け都整第号）の規定に基づく公共施設管理者負担金（以下、「負担金」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（負担金の額）

第1条 令和○年度における負担金は、金 円とし、事業の内容は、様式第2号の別記様式1、別記様式2、別記様式3及び別添図書のとおりとする。

2 甲は、乙と協議して必要があると認めるときは、事業の内容、経費の配分、負担金額、完了予定日を変更することができるものとする。

（実績報告）

第2条 乙は、前条第1項の規定に基づく事業の完了又は協定に係る会計年度が終了したときは、完了実績報告書を甲に提出するものとする。

（負担金の額の確定等）

第3条 甲は、前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、すみやかに検査を行い、前条の実績に基づき負担金の額を確定し、乙に通知するものとする。

（負担金の支払い）

第4条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、当該事業が適正に完了していると認められたときは、乙の請求に基づき負担金を支払うものとする。

（遂行状況の報告等）

第5条 甲は、負担金の対象となる事業に関し、乙に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は遂行状況について実地調査をすることができる。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、本協定締結の日から事業完了後の清算が完了する日までとする。
(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県浦和市高砂3-15-1

甲 埼 玉 県

埼玉県知事

住 所

乙 名 称

代表者氏名

(備考)

- 1 本協定は、都市再開発法に規定する組合が施行者となる場合、協定書にある再開発準備組織を市街地再開発組合と読み替えることを妨げない。
- 2 協定書に添付する図書については、以下のものとする。
 - (1) 位置図(縮尺:1/10,000程度とし、施行地区を青線で表示する。)
 - (2) 計画図(施行地区を青線、負担金の対象となる区域を赤線で表示し、当該都市計画道路名を記入する。)
 - (3) 様式第2号の別記様式1「負担金事業箇所別表」
 - (4) 様式第2号の別記様式2「負担金額算出表」
 - (5) 様式第2号の別記様式3「負担金事業実施計画表」
 - (6) 工事費内訳表(国庫補助の申請に添付する各種内訳表及び明細表の様式を使用する。)
 - (7) 負担金額算出図(必要に応じて添付する。)
 - (8) その他負担金の使途を明確に表示する図面(必要に応じて添付する。)

なお、過年度に用地補償費の交付を受けている場合は、その位置を「計画図」「負担金額算出図」「その他負担金の使途を明確に表示する図面」の添付書類に色分け表示する。

別紙3

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、負担金の交付を要望するに当たって、また、当事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことから、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成 23 年埼玉県条例第 39 号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 当事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約(以下「委託契約等」という。)を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 当事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合((5)に該当する場合を除く。)に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地: _____

事業者名: _____

代表者職・氏名: _____

様式第1号(その1)(要綱第4条関係)

埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金に関する整備計画書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

市街地再開発事業等による公共施設管理者負担金の適用を受けたいので、埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

1 地区の名称、区域及び面積

- (1) 地区名
- (2) 施行地区 (添付図書のとおり)
- (3) 面積 約 . ha

2 整備計画書 (別記様式1(、別記様式2)及び添付図書のとおり)

(備考)

- 1 組合施行を予定する場合は、様式第1号の別記様式2「準備組織構成員名簿」を作成する。
- 2 添付図書は次のとおりとする。
 - (1) 位置図(縮尺:1/10,000程度とし、施行地区を赤線で表示する)
 - (2) 計画図(施行地区を赤線、負担金の対象となる区域を青線で表示し、都市計画道路名を記入する。)

様式第1号(その2)(要綱第4条関係)

埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金に関する整備計画書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

都市再開発法第7条の11(第12条)(第53条)(第58条)(大都市法第35条(第39条)(第54条)(第59条))に基づく事業計画を定めたいので、埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

1 地区の名称、区域及び面積

- (1) 地区名
- (2) 施行地区 (添付図書のとおり)
- (3) 面積 約 . ha

2 整備計画書(別記様式1、負担金の算出根拠となる資料及び添付図書のとおり)

(備考)

- 1 負担金の算出根拠となる資料の様式は、自由とする(A判サイズ)。
- 2 添付図書は次のとおりとする。
 - (1) 位置図(縮尺:1/10,000程度とし、施行地区を赤線で表示する)
 - (2) 計画図(施行地区を赤線、負担金の対象となる区域を青線で表示し、都市計画道路名を記入する。)

様式第1号 別記様式1

公共施設管理者負担金調書

1 県道の概要

都市計画道路名 : 都市計画道路 線

都市計画決定日 : 年 月 日 (変更年月日)

幅員及び延長 : m (うち整備する幅員), m (うち整備する延長)

2 事業費の内訳

(単位:千円)

| 費 目 | 過年度 | 当 該 年 度 | 翌年度 | 翌々年度 | 翌々年度以降 | 総 額 | 適 要 |
|-----------|-----|---------|-----|------|--------|-----|-----|
| 本 工 事 費 | | | | | | | |
| 附 帯 工 事 費 | | | | | | | |
| 測量及び試験費 | | | | | | | |
| 用 地 費 | | | | | | | |
| 補 償 費 | | | | | | | |
| 機 械 機 器 費 | | | | | | | |
| 営 繕 費 | | | | | | | |
| 権利変換諸費 | | | | | | | |
| 工 事 費 計 | | | | | | | |
| 事 務 費 | | | | | | | |
| 事 業 費 | | | | | | | |
| 控 除 額 | | | | | | | |
| 負 担 金 額 | | | | | | | |

(備考)

- 1 県道が2路線以上ある場合は、路線すべてを、「県道の概要」欄に記載する。
- 2 負担金額を超えた額で事業を実施する場合は、当該工事設計書に係る総事業費を「事業費」の欄に、事業費と負担金額の差額を「控除額」の欄に記載する。
- 3 「初めて負担金の交付を受けようとする場合」に作成する本様式は、市街地再開発事業等により整備する「県道の概要」に記載すれば足りる。

準備組織構成員名簿

| 職名 | 氏名 | 住所 | 権利内容 | 備考 |
|---|------|-----------|---|----|
| 理事長 | | 〇〇市からはじめる | | |
| 副理事長 | | | | |
| 理事 | | | | |
| 〃 | | | | |
| 〃 | | | | |
| 〃 | | | | |
| 参加者 | | | | |
| 〃 | | | | |
| 〃 | | | | |
| 〃 | | | | |
| 〃 | | | | |
| 〃 | | | | |
| 〃 | | | | |
| 施行予定地区内の宅地の所有権者、借地権者及び借家権者の数並びに地積 ()内は、参加者の人数及び地積である。 | 種別 | 人員 | 地積 | |
| | 所有権者 | 人 (人) | 約 m ² (約 m ²) | |
| | 借地権者 | 人 (人) | 約 m ² (約 m ²) | |
| | 借家権者 | 人 (人) | | |

(備考)

- 1 組合施行を予定している場合のみ作成する。
- 2 権利内容は、所有権、借地権、借家権の別を記入する。

様式第2号(要綱第5条関係)

令和○年度埼玉縣市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業
負担金要望書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

令和○年度における貴職管理の県道の整備に要する費用を負担していただきたく、埼玉縣市街地再開発事業等公共施設管理者負担金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて要望します。

記

- 1 地区名
- 2 添付書類
 - (1) 負担金事業箇所別表 別記様式1のとおり
 - (2) 負担金額算出表 別記様式2のとおり
 - (3) 負担金事業実施計画表 別記様式3のとおり
 - (4) 工事費内訳表
 - (5) 添付図面

(備考)

- 1 工事費内訳表は、国庫補助の申請に添付する各種内訳表及び明細表の様式を使用する。
- 2 添付図面は次のとおりとする。
 - (1) 位置図(縮尺:1/10,000程度とし、施行地区を赤線で表示する。)
 - (2) 計画図(施行地区を赤線、負担金の対象となる区域を青線で表示し、都市計画道路名を記入する。)
 - (3) 負担額算出図(必要に応じて添付する。)
- (4) その他負担金の使途を明確に表示する図面(必要に応じて添付する。)

令和〇〇年度負担金事業箇所別表(変更)

(単位:千円)

| 事業の目的及び内容 | | 負担金の算出方法 | |
|----------------|------------------|----------------------------|---------------|
| 地区名 | 〇〇〇〇地区 | 事業費(C) | |
| 路線名 | 〇〇〇〇線 | 控除額(D) | |
| 事業認可告示年月日 | 〇年〇月〇日 | 負担金額(D) (E)=(C)- | |
| 事業施行期間 | 〇年度～〇年度 | 国庫補助率 | 1/2 又は 5.5/10 |
| 工事施行延長又は面積 | L= m | 国庫補助金額(F) | |
| 用地面積及び物件戸数等 | m ² 戸 | 事務費の算出方法 | |
| 事業完了予定期日 | | 事務費(B) | |
| 経費の配分 | | 事務費の控除額(G) | |
| 本工事費 | | 事務費(負担金対象分) (H)=(B)-(G) | |
| 附帯工事費 | | 負担金限度額(I) | |
| 測量及び試験費 | | 摘 要 | |
| 用地費及び補償費 | | | |
| 機械器具費 | | | |
| 営繕費 | | | |
| 権利変換諸費 | | | |
| 工事費計(A) | | | |
| 事務費(B) | | | |
| 事業費(C)=(A)+(B) | | | |

(備考)

1 事業認可告示年月日及び事業施行期間は、都市計画事業の認可(又は承認)の告示年月日及びその施行期間を記載すること。

負担金額算出表(変更)

| 種 別 | 単 位 | 数 量 | 金 額(千円) | 摘 要 |
|-----------------|------------------|-----|---------|-----|
| 用 地 費 | m ² | | | |
| 工 事 費 | | | | |
| 附 帯 工 事 費 | | | | |
| 建 物 等 補 償 費 | 戸 m ² | | | |
| 営 業 等 補 償 費 | 件 | | | |
| 附 帯 施 設 等 補 償 費 | | | | |
| 測 量 及 び 試 験 費 | | | | |
| 機 械 器 具 費 | | | | |
| 営 繕 費 | | | | |
| 事 務 費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

(備考)

- 1 本表は、用地買収方式により街路事業を施行するものとして積算すること。
- 2 本表の内訳として、国庫補助の申請に添付する各種内訳表及び明細表の様式を使用する。

負担金事業実施計画表（変更）

| 費 目 | 負担金額 (千円) | 計 画 内 容 (%) | | | | 摘 要 |
|---------------|--------------|-------------|------------|------------|------------|-----|
| | | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 第 4 四半期 | |
| 本 工 事 費 | | | | | | |
| 附 帯 工 事 費 | | | | | | |
| 測 量 及 び 試 験 費 | | | | | | |
| 用 地 及 び 補 償 費 | | | | | | |
| 機 械 器 具 費 | | | | | | |
| 営 繕 費 | | | | | | |
| 権 利 変 換 諸 費 | | | | | | |
| 事 務 費 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

(備考)

- 1 計画内容には、四半期ごとの負担金額に対する予定契約額の割合を記載する。

様式第3号(要綱第5条関係)

令和○年度埼玉縣市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業
変更・中止・廃止協議書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

令和○年○月○日付けで協定の締結をした、令和○年度埼玉縣市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業を下記のとおり変更・中止・廃止したいので協議します。

記

- 1 地区名
- 2 負担金協定額 千円
- 3 変更増△減額 千円
- 4 申請事項
- 5 変更・中止・廃止の理由
- 6 関係書類及び図面 別添のとおり

(備考)

- 1 当該事業に係る協定書の写しを添付する。
- 2 既に負担金の受入がされている場合は、様式第7号の別記様式2「負担金受入調書」を添付する。
- 3 「申請事項」には、「内容の変更」、「経費の配分の変更」、「事業の中止」又は「事業の廃止」の別を記載する。
- 4 「変更・中止・廃止の理由」には、主たる理由を簡潔に記載する。
- 5 「関係書類及び図面」は、様式第2号の別記様式1「令和○年度負担金事業箇所別表」、別記様式2「負担金額算出表」、別記様式3「負担金事業実施計画表」、工事費内訳表(国庫補助の申請に添付する各種内訳表及び明細表の様式を使用する。)及び添付図書等により変更・中止・廃止事項の内容を明らかにしたものを添付する。
なお、変更に係る事項は、変更前を上段()書きで記載する。
- 6 既に契約済みの工事がある場合は、様式第7号の別記様式5「負担金事業実施状況調書」を添付する。

様式第4号(要綱第5条関係)

令和○年度埼玉縣市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業
完了予定期日変更協議書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

令和○年○月○日付けで協定の締結をした、令和○年度埼玉縣市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業の完了期日を下記のとおり変更したいので協議します。

記

- 1 地区名
- 2 負担金協定額 千円
- 3 完了予定期日(変更前)
- 4 完了予定期日(変更後)
- 5 繰越予定額 千円
- 6 変更の理由

(備考)

- 1 本様式に様式第4号の別記様式1「繰越額積算調書」を合わせたものを報告書とする。ただし、予算の繰越を伴わない場合は、本様式のみとする。
- 3 予算の繰越を伴わない場合は、「繰越予定額」の記載を要しない。
- 4 「変更の理由」には、主たる理由を簡潔に記載する。

令和〇年度公共施設管理者負担金繰越額積算調書

| 区分 費目 | 負担金額(千円) | | | 摘要 |
|----------|----------|---------------|--------------|----|
| | 全体額 | 当該年度 支出予定額 | 翌年度 支出予定額 | |
| 本工事費 | | | | |
| 附帯工事費 | | | | |
| 測量及び試験費 | | | | |
| 用地費及び補償費 | | | | |
| 機械器具費 | | | | |
| 営繕費 | | | | |
| 権利変換諸費 | | | | |
| 工事費計 | | | | |
| 事務費 | | | | |
| 事業費 | | | | |
| 控除額 | | | | |

(備考)

- 1 歳出予算を繰り越すときは、本表のほか、繰越額積算内訳書、繰越位置図を添付する。

様式第5号(要綱第6条関係)

令和○年度埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業
軽微変更協議書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

令和○年○月○日付けで協定の締結をした、令和○年度埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業を下記のとおり軽微変更したいので協議します。

記

- 1 地区名
- 2 負担金協定額 千円
- 3 軽微変更理由
- 4 関係書類及び図面 別添のとおり

(備考)

- 1 「軽微変更理由」には、主たる理由を簡潔に記載する。
- 2 「関係書類及び図面」は、様式第2号の別記様式1から別記様式3までの書類、工事費内訳表及び添付図面のうち当該変更に係るものを添付し、関係書類については、変更前を上段()書きで記載する。

様式第6号(要綱第7条関係)

令和○年度埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業
遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

令和○年○月○日付けで協定の締結をした、令和○年度埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 地区名
2 遂行状況 年 月末現在 (単位:円)

| 費 目 | 負担金額 | 契約済額 | 摘要 |
|-------------|------|------|----|
| 本 工 事 費 | | | |
| 附 帯 工 事 費 | | | |
| 測量及び試験費 | | | |
| 用 地 費 | | | |
| 補 償 費 | | | |
| 機 械 器 具 費 | | | |
| 営 繕 費 | | | |
| 権 利 変 換 諸 費 | | | |
| 事 務 費 | | | |
| 合 計 | | | |

様式第7号(要綱第9条関係)

令和○年度埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業
完了実績報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

令和○年○月○日付けで協定の締結をした、令和○年度埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業が完了したので、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 完了実績報告総括表 | 別記様式1のとおり |
| 2 負担金受入調書 | 別記様式2のとおり |
| 3 材料精算調書 | 別記様式3のとおり |
| 4 備品精算調書 | 別記様式4のとおり |
| 5 負担金事業実施状況調書 | 別記様式5のとおり |
| 6 精算工事費内訳表 | |

(備考)

- 1 「精算工事費内訳表」の様式は、国庫補助の申請に添付する各種内訳表及び明細表の様式を使用する。

令和〇年度完了実績報告総括表

<地区名：〇〇〇〇地区>

(単位：円)

| 費目 | 負担金額 | 受入済 負担金額 (A) | 清算 負担金額 (出来高) (B) | 返還すべき負担金額 | | | 残存物件 継続使用 申請件数 | 摘要 |
|-------|---------|--------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------|--------------|----------------------|----|
| | | | | 受入 超過額 (A)-(B)=(C) | 残存物件 納付額 (D) | 計 (C)+(D) | | |
| 経費の配分 | 本工事費 | | | | | | | |
| | 附帯工事費 | | | | | | | |
| | 測量及び試験費 | | | | | | | |
| | 用地及び補償費 | | | | | | | |
| | 機械器具費 | | | | | | | |
| | 営繕費 | | | | | | | |
| | 権利変換諸費 | | | | | | | |
| | 工事費計 | | | | | | | |
| | 事務費 | | | | | | | |
| | 事業費 | | | | | | | |
| | 控除額 | | | | | | | |

(備考)

1 「残存物件継続使用申請件数」欄には、別記様式3「材料精算調書」及び別記様式4「備品精算調書」の「継続使用分」に記載した品目の数量を記入すること。

負 担 金 受 入 調 書

(単位:円)

| 負 担 金 額 | | | |
|-----------------------|----------|--|--|
| 協定 締結 日 | 令和 年 月 日 | | |
| | 令和 年 月 日 | | |
| | 令和 年 月 日 | | |
| | 令和 年 月 日 | | |
| | 計 | | |
| 負 担 金 受 入 | 令和 年 月 日 | | |
| | 令和 年 月 日 | | |
| | 令和 年 月 日 | | |
| | 令和 年 月 日 | | |
| | 計 | | |

(備考)

- 1 負担金の交付要望に変更がある場合、又は負担金の受入れが数回にわたっている場合には、そのすべてを当該年月日とともに記載する。

材 料 精 算 調 書

(単位：円)

| 取 得 (使用開始) 年 度 | 番 号 | 品名及び 形状寸法 | 取得単価 | 数 量 | 取 得 分 (継続使用) | 使 用 分 | 残 存 分 | 継 続 | 県 納 付 | 負担率及 | 摘 要 |
|----------------------|-----|--------------|------|-----|-----------------|-------|-------|-------|-------|------|-----|
| | | | | | | | | 使 用 分 | 相 当 分 | び県納付 | |
| | | | | 金 額 | | | | | | | |
| | | | | 数 量 | | | | | | | |
| | | | | 金 額 | | | | | | | |
| | | | | 数 量 | | | | | | | |
| | | | | 金 額 | | | | | | | |

(備考)

- 1 本表は、取得材料ごとに別行とする。
- 2 本表は、材料を使用した事業（請負施行で事業主体が支給した材料のないものを除く。）については、残存の有無にかかわらず記載すること。

備品精算調書

(単位：円)

| 取得 年度 | 番号 | 品名 規格 | 取得価額 | | | 耐用 年数 | 使用 年数 | 残存率 | 残存 価額 | 継続使用分 (翌年度 保管事 務所名) | 精算納付分 | | 摘要 |
|----------|----|----------|------|----|----|----------|----------|-----|----------|------------------------------|-------|-----------|----|
| | | | 数量 | 単価 | 金額 | | | | | | 負担率 | 県納付 金額 | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(備考)

- 1 本表は、備品一品目ごとに別行とする。
- 2 本表に記載すべき備品は、機械、器具、仮設物その他の物品で、原型のまま比較的長期の反覆使用に耐え、かつ、耐用年数1年以上のもののうち、取得価額50万円以上のもので残存価額10万円以上のものである。ただし、精算納付するものは、金額にかかわらずすべての備品を記載すること。
- 3 本表の計算は、「補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日付け建設省会発第74号)」に準じて行うものとする。
- 4 事務費で購入した備品は、摘要欄に「事務費」と記載すること。

負担金事業実施状況調書
(単位:円)

| 工 事 名 | 経 費 | 契 約 | 着 手 | 完 了 | 支 出 済 額 | 摘 要 |
|------------------|-----|-------|-------|-------|------------|-----|
| | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 本 工 事 費 | | | | | | |
| 附 帯 工 事 費 | | | | | | |
| 測 量 及 び 試 験 費 | | | | | | |
| 用 地 及 び 補 償 費 | | | | | | |
| 機 械 器 具 費 | | | | | | |
| 営 繕 費 | | | | | | |
| 権 利 変 換 諸 費 | | | | | | |
| 事 務 費 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

(備考)

- 1 本表は、負担金に係る契約ごとに別行とする。

様式第8号(要綱第9条関係)

令和○年度埼玉縣市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業
年度終了実績報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

令和○年○月○日付けで協定の締結をした、令和○年度埼玉縣市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業を実施したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 地 区 名
- 2 添 付 書 類
 - (1)負担金受入調書
 - (2)負担金事業実施状況調書

(備考)

- 1 添付書類の様式は、様式第7号の別記様式2及び別記様式5とする。

様式第9号(要綱第10条関係)

令和○年度埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金事業
請求書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

施行者名 (押印不要)

令和○年度埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金として、下記の金額を支払われたく、関係書類を添えて請求します。

記

- 1 地区名
2 請求額 金 千円

(備考)

- 1 覚書及び協定書の写し(添付図書を除く)及び様式第7号の別記様式2の「負担金受入調書」を添付する。

